

## 下請代金支払遅延等防止法違反に関するお詫びとお知らせ

本日、当社は公正取引委員会より下請代金支払遅延等防止法（以下、下請法）に基づき勧告を受けました。これは、当社の一部取引において下請法の規定に違反する行為が認められたことによるものです。

### 1. 下請法の規定に違反すると認定された事実

下請事業者様 11 社につき、製造依頼したにも関わらず未引取の包装資材在庫 総額約 2400 万円相当が発生していたと認定されました。（2024 年 12 月 30 日時点）

### 2. 事案発生の理由

下請事業者様と協議して決める年間発注計画表に基づき発行される「仕掛依頼書」につき、本来あるべき運用がなされていなかったことによります。「仕掛依頼書」は本来製造のリードタイムが長い商品について余裕をもったお取引ができるよう使用見込み情報の共有をする書類でしたが、実質的には納期までの製造を依頼する「発注書」として扱われており、その後発行される「発注書」は「出荷依頼」に相当する役割を果たしていました。

### 3. 本勧告に対する当社の対応

発生した未引取在庫については 3 月 27 日時点で商品の受取りおよび支払いの準備を完了しております。また、在庫保管料および廃棄費用についても公正取引委員会に確認をとりながら個々の事業者様と対応中です。

当社では、すでに社内調査を実施し、問題点の是正および再発防止策の導入を行っております。具体的には、下請事業者様に対する「仕掛依頼」を廃止し、「発注依頼」とすることにより、当該発注時に依頼した納期にすべて受け取る運用への切り替えを実施いたしました。

本件については、当社の下請法に関する認識の不足、並びにリスクの抑制・モニタリングの不備に起因するものと大変重く受け止めております。お取引先ならびに関係者の皆様に多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことを、心よりお詫び申し上げます。今後も、法令を遵守し、公正で健全な取引環境の構築に努めるとともに、より一層のコンプライアンス強化に取り組んでまいります。

2025 年 3 月 27 日  
株式会社シャトレーゼ 代表取締役社長  
古屋 勇治